

会 場 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
目黒雅叙園 3階『シリウス』
電話 (03) 3491-4111 (代表)



株主各位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
株式会社トライアイズ
代表取締役社長

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本臨時株主総会で付議される議案のうち第1号議案から第3号議案は、平成21年3月25日開催の当社第14回定時株主総会において既に承認可決された議案ではありますが、当社監査役古川孝宏氏によって決議の取消を求められていることを受け、株主の皆様に変更でご承認をお願いするものであります。

株主の皆様には多大なご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ありませんが、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

今回の当社臨時株主総会で付議される第2号議案から第4号議案の決議につきましては、会社法及び当社定款の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主様のご出席又は議決権の行使が必要となります。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年10月8日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.fknet.or.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成21年10月8日（木曜日）午後6時までに議案の賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、38頁から39頁の＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【重複行使の取り扱い】

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年10月9日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
目黒雅叙園 3階 『シリウス』
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 第14期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 監査役1名解任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tokai.co.jp>）に掲載させていただきます。

### 【お知らせ】

臨時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ホームページ（<http://www.tokai.co.jp>）に掲載いたしますのでご参照願います。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第14期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）計算書類承認の件

第14期の計算書類の内容につきましては、添付資料11頁から19頁までに記載のとおりであります。会社法第438条第2項の規定により、改めて、第14期の計算書類の承認をお願いするものであります。

本議案についてご承認いただいた場合、平成21年3月25日開催の当社第14回定時株主総会において第6号議案として承認可決されました『第14期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）計算書類承認の件』について、仮に裁判所によって決議が取り消されたとしても、株主の皆様により、当該決議の時点に遡ってご追認いただいたものとして受け止めさせていただきます。

なお、添付資料として、当社監査役会による監査報告を提供させていただいておりますが、かかる監査報告は、本議案の趣旨が、平成21年3月25日開催の当社第14回定時株主総会において既に承認可決された事項について、改めて株主の皆様によるご承認をお願いするものであるため、当時の監査役をもって構成される監査役会によって改めて作成されております。

かかる監査役会の監査報告において、監査役古川孝宏氏から、監査意見を差し控える旨の個別意見が付記されており、また、不正の行為又は法令及び定款違反の重大な事実があるとの指摘がなされておりますが、内容については、添付の監査役会の監査報告（添付資料21頁から29頁まで）をご覧ください。

取締役会といたしましては、監査役会の監査報告にありますとおり、会計監査人公認会計士[株主総会参考書類第1号議案添付資料21頁から29頁まで]氏並びに公認会計士[株主総会参考書類第1号議案添付資料30頁から37頁まで]氏の監査の方法及び結果は相当であり、第14期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しており、本議案について何らの違法性又は不当性もないと判断しておりますが、詳しい内容については、「監査役会の監査報告の付記意見に対する当社取締役会の見解」（添付資料30頁から37頁まで）をご覧ください。

第2号議案 取締役3名選任の件

平成21年3月25日開催の当社第14回定時株主総会において既に承認可決された以下の取締役の選任について、改めて、ご承認をお願いするものであります。

本議案についてご承認いただいた場合、平成21年3月25日開催の当社第14回定時株主総会において第2号議案として承認可決されました『取締役5名選任の件』のうち以下の3名の選任について、仮に裁判所によって決議が取り消されたとしても、株主の皆様により、当該決議の時点に遡ってご追認いただけたものとして受け止めさせていただきます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>株式の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------|
| 1     | 山一 隆夫        | 昭和56年4月 ボックス・オートモティブシステム株式会社入社<br>昭和59年4月 山一證券株式会社入社<br>平成10年3月 横河電機株式会社入社<br>平成12年8月 東京三菱TDウォーターハウス証券株式会社入社<br>平成16年6月 平成電電株式会社入社<br>当社出向<br>平成17年3月 当社取締役<br>平成17年6月 当社常務取締役<br>平成17年11月 当社代表取締役社長(現任)<br>(他の法人等の代表状況)<br>株式会社アイ・エヌ・エー代表取締役 | 225株         | なし                  |
| 2     | 山一 隆夫        | 平成3年4月 山一證券株式会社入社<br>平成10年4月 チェース・マンハッタン銀行(現JPモルガン・チェース銀行)入行<br>平成18年2月 当社執行役員 管理本部長<br>平成18年3月 当社取締役(現任)<br>平成18年5月 当社取締役 経営企画部長(現任)<br>平成18年12月 当社取締役 資金運用部長(現任)<br>(他の法人等の代表状況)<br>株式会社松崎代表取締役                                             | 220株         | なし                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                | 所有する<br>株式の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------|
| 3     | 山一 隆夫        | 平成14年5月 当社取締役(現任)<br>平成18年12月 当社取締役 法務部長(現任)<br>平成21年1月 当社取締役 監査部長(現任)<br>(他の法人等の代表状況)<br>株式会社HAMANO1880代表取締役 | 140株         | なし                  |

なお、監査役会の監査報告において、監査役古川孝宏氏から、不正の行為又は法令及び定款違反の重大な事実があるとの指摘がなされておりますが、内容については、添付の監査役会の監査報告(添付資料21頁から29頁まで)をご覧ください。

取締役会といたしましては、監査役古川孝宏氏の意見は、いずれも根拠のない指摘であり、当社に対する私的な感情に基づく嫌がらせであると考えておりますが、詳しい内容については、「監査役会の監査報告の付記意見に対する当社取締役会の見解」(添付資料30頁から37頁まで)をご覧ください。

(注)「株式会社HAMANO1880」は平成21年6月1日付けで「濱野皮革工藝株式会社」へ商号変更しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

平成21年3月25日開催の当社第14回定時株主総会において既に承認可決された以下の監査役の選任について、改めて、ご承認をお願いするものであります。

本議案についてご承認いただけた場合、平成21年3月25日開催の当社第14回定時株主総会において第3号議案として承認可決されました『監査役2名選任の件』のうち以下の1名の選任について、仮に裁判所によって決議が取り消されたとしても、株主の皆様により、当該決議の時点に遡ってご追認いただけたものとして受け止めさせていただきます。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、<br>担当及び他の法人等の代表状況等                                                  | 所有する<br>当社<br>株式の数 | 当社との<br>特別<br>利害関係 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 〃            | 昭和52年4月 山一證券株式会社入社<br>昭和61年3月 ドイツ証券会社入社<br>平成5年3月 株式会社エイ・ジェイ・ジー投資顧問代<br>表取締役(現任) | 一株                 | なし                 |

(注)1. 監査役候補者の、〃氏は、社外監査役としての候補者であります。  
2. 〃氏を社外監査役候補者とした理由は、事業運営に係る十分な経験と知識を活かし、業務執行の適法性等について公正かつ客観的な立場から監査役としての職務を適切に遂行し、当社の監査体制を強化できるものと判断したためであります。  
3. 〃氏は、株式会社エイ・ジェイ・ジー投資顧問の代表取締役を務めておりますが、当社は、平成20年4月15日付けで、有価証券その他の投資に関する情報の提供を受けることを目的として、同社との間で投資顧問契約を締結しましたが、かかる契約は平成20年12月31日をもって終了しました。当社が同契約に基づいて、〃氏に対して支払った金額は0円であり、また、現在、当社と同社又は、〃氏との間に取引関係はなく、同氏との間に特別利害関係はありません。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ており、また、本議案の趣旨が、平成21年3月25日開催の第14回定時株主総会において承認可決された事項について、改めて株主の皆様によるご承認をお願いするものであるため、当時の監査役をもって構成される監査役会の同意も得ております。

なお、本議案に対して、監査役古川孝宏氏から、以下の意見が述べられております。  
『〃氏を監査役候補とすることに付きましては、下記理由より、反対致します。

1. 同氏は会社と以下の特別利害関係があること。

- ① 平成20年2月に中止となった中国企業からの事業譲受け案件を紹介したエージェントを紹介した人物である。
  - ② 少なくとも平成20年中は、会社と投資顧問契約を結び、株式売買の指導を行い、結果的に43百万円の損失を与えた人物である。
2. 平成21年2月4日に行われた同氏との面談において、「経営陣と意見が合わなければ、辞めればいい。」との見解を有することが分かり、監査役の職責について十分な理解をしているとは思えないこと。』

(当社取締役会の見解)

上記第1項①については、該当の企業を紹介したことは事実ですが、当社との特別利害関係に該当するものではありません。なお、当社は、中止になった案件に関して、〃氏に対する支払いは手付金等も含めて一切行っておりません。

上記第1項②にて、〃氏が損失を与えたような指摘がなされておりますが、そもそも損失の原因が、〃氏による助言にあるわけではありません。リーマンショックにより多数の企業が巨額の損失を計上している中で、当社は低額に留めることができたと考えております。詳しい内容については「監査役会の監査報告の付記意見に対する当社取締役会の見解」（添付資料30頁から37頁まで）に記載しておりますので、そちらをご参照ください。なお、当社は、〃氏又はその代表を務める会社に対して、投資顧問契約に基づく支払いも行っておりません。

上記第2項について、監査役としての職責の果たし方については、各監査役において独自の考えがあり、監査役古川孝宏氏の考え方が唯一の考え方ではありません。〃氏の上記発言は、自分の思い通りに進まないことに苛立っている様子の古川氏に対して述べたものであり、〃氏は、経営陣の監査という職責といえども、究極的には株主価値を最大限にするためのものであると考えております。

古川氏の本議案についての反対意見は、上記のとおり的外れと考えておりますが、そもそも、かかる反対意見は、直接の面談においても、また、過去の取締役会や監査役会において述べられたことはありません。定時株主総会において当社が古川氏の解任議案を提出したことを発端として、後になって反対意見を述べ始めたものであることを付け加えておきます。

現任の監査役である古川孝宏氏の解任をお願いするものであります。古川氏を除く当社監査役は本議案に賛成しており、監査役会において、本議案に賛同する旨の決議がなされております。

当社取締役会は、かかる株主提案について慎重に検討した結果、かかる提案に賛同する旨を決議しましたが、賛同のうえご承認をお願いするのであれば、同一内容の議案を当社から提案するのが妥当であるとの結論に至り、会社提案の議案として上程することを決議しました。

理由： 監査役古川孝宏氏は、自己保身に走り、会社負担で訴訟を起こす等会社の社会的信用を損なわせしめ、社会通念上極めて異常な行動と思われる。それらにより、会社及び株主に多大な不利益を与えており、株主として極めて遺憾であるため。

- 9 -

なお、経理部長の退職が「6名」と指摘されておりますが、経理部長の退職は実際には2名であり、そのうちの1名は一身上の都合での退職、もう1名は経理部長候補ではありましたが、連結決算業務ができるほどの経理スキルがなかったことから試用期間中に自主退職しております。なお、経理部長ではありませんが経理課長候補として2名が退職しておりますが、いずれも十分なスキルがなかったため試用期間中での自主退職となっております。以上のとおり、経理課長の退職まで合わせて4名ですが、古川氏の指摘する「6名」のうち、残り2名についてはそのような事実はなく、古川氏の認識の誤りと思われます。

(添付資料)

貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部       |           |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
| 流 動 資 産     | 2,936,852 | 流 動 負 債       | 292,243   |
| 現金及び預金      | 1,245,602 | 一年以内償還予定の社債   | 200,000   |
| 売 掛 金       | 31,803    | 未 払 金         | 43,478    |
| 有 価 証 券     | 1,249,589 | 未 払 費 用       | 8         |
| 前 払 費 用     | 9,358     | 未 払 法 人 税 等   | 10,003    |
| 未 収 収 益     | 4,315     | 賞 与 引 当 金     | 13,299    |
| 関係会社短期貸付金   | 265,040   | 構造改革費用引当金     | 24,420    |
| 仮 払 金       | 3,500     | そ の 他         | 1,033     |
| 未 収 消 費 税 等 | 10,718    | 固 定 負 債       | 106,062   |
| そ の 他       | 116,924   | 社 債           | 100,000   |
| 固 定 資 産     | 6,267,939 | 退 職 給 付 引 当 金 | 6,062     |
| 有形固定資産      | 104,355   | 負 債 合 計       | 398,305   |
| 工具器具及び備品    | 373       | 純 資 産 の 部     |           |
| 土 地         | 103,981   | 株 主 資 本       | 8,806,485 |
| 投資その他の資産    | 6,163,584 | 資 本 金         | 5,000,000 |
| 投資有価証券      | 2,005,043 | 資 本 剰 余 金     | 5,134,721 |
| 関係会社株式      | 3,834,671 | その他資本剰余金      | 5,134,721 |
| 関係会社長期貸付金   | 810,260   | 利 益 剰 余 金     | △702,755  |
| 破産更生債権等     | 15,370    | その他利益剰余金      | △702,755  |
| そ の 他       | 100,811   | 自 己 株 式       | △625,480  |
| 貸 倒 引 当 金   | △602,572  | 純 資 産 合 計     | 8,806,485 |
| 資 産 合 計     | 9,204,791 | 負債及び純資産合計     | 9,204,791 |

# 損益計算書

(平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 営業収益         | 156,795 |
| 売上総利益        | 156,795 |
| 一般管理費        | 399,730 |
| 営業外損失        | 242,934 |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息         | 15,485  |
| 有価証券利息       | 73,605  |
| 受取配当金        | 6,275   |
| その他の         | 7,254   |
| 営業外費用        | 102,620 |
| 社債利息         | 7,904   |
| 為替差損         | 148,701 |
| 支払手数料        | 25,803  |
| 有価証券売却損      | 43,099  |
| その他の         | 3,983   |
| 経常損失         | 229,493 |
| 特別利益         | 369,808 |
| 前期損益修正益      | 48,000  |
| 関係会社株式売却益    | 18,843  |
| 損害賠償損失引当金戻入益 | 30,940  |
| 特別損失         | 97,783  |
| 固定資産除却損      | 719     |
| 子会社整理損       | 1,685   |
| 投資有価証券評価損    | 500,000 |
| 貸倒引当金繰入額     | 117,890 |
| 構造改革費用       | 49,634  |
|              | 669,929 |
| 税引前当期純損失     | 941,953 |
| 法人税等         | 1,210   |
| 法人税等調整額      | —       |
| 当期純損失        | 1,210   |
|              | 943,163 |

# 株主資本等変動計算書

(平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |          |          |            |                | 純資産合計      |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|------------|----------------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     |           | 利益剰余金    |          | 自己株式       | 株 主 資 本<br>合 計 |            |
|                         |           | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |            |                |            |
| 平成19年12月31日残高           | 5,000,000 | 5,745,010 | 5,745,010 | 240,407  | 240,407  | △101,349   | 10,884,068     | 10,884,068 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |           |          |          |            |                |            |
| 当期純損失                   |           |           |           | △943,163 | △943,163 |            | △943,163       | △943,163   |
| 自己株式の取得                 |           |           |           |          |          | △1,148,472 | △1,148,472     | △1,148,472 |
| 自己株式の処分                 |           | △610,288  | △610,288  |          |          | 624,342    | 14,053         | 14,053     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |           |          |          |            |                |            |
| 事業年度中の変動額合計             | —         | △610,288  | △610,288  | △943,163 | △943,163 | △524,130   | △2,077,582     | △2,077,582 |
| 平成20年12月31日残高           | 5,000,000 | 5,134,721 | 5,134,721 | △702,755 | △702,755 | △625,480   | 8,806,485      | 8,806,485  |

## 個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、前事業年度において、293,569千円の営業損失を計上し、また、当事業年度においても242,934千円の営業損失を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、以下の諸策を施し、取り組んでおります。

1. 当社は純粋持株会社であり、グループ会社からの配当及び経費負担をもって運営せざるを得ません。従って、過剰な利益留保は行いませんが、運営費の負担を各子会社に分担して求める一方で、経費管理を徹底することで単体での黒字化を達成します。

又、管理業務、情報システム部の一部業務をグループ内での一元管理を進め、グループとしての効率性の向上に努めております。更に、グループ各社に対しては、収益性を向上するために、経費削減及び今後の事業展開について提案をしております。当社は、そうした子会社からの経営指導料並びに業務委託料、手許資金の運用益を収入源とする、より安定した経営体制を構築しております。

2. 当社は、各子会社からの配当金収入を見込める収益力のある企業グループになるよう、持株会社としてグループ全体の経費削減に努め、子会社の業績管理を行い、効率的な事業経営を推進し、併せてグループ会社の育成に注力してまいります。

3. 当社は、当社グループの事業多角化・拡大化を目指して、子会社となり得る優良な事業ポートフォリオの獲得に努めております。当社の手許資金を有効に活用し、収益性の高い事業子会社をグループに取り込むことによって、配当金収入の拡大を図ります。

4. 上述の事業多角化・拡大化の一端として、当事業年度より東京ブラウス株式会社、株式会社松崎、松崎生産株式会社、株式会社HAMANO1880、他1社が子会社として当社グループに参入しております。

これらの会社は、当社グループ内のファッションブランド事業を形成し、それぞれが老舗ブランドとしての地位を確立しております。今後、トライアイズグループとしてのEコマース参入も視野に入れており、それぞれが当社グループの中で安定した収益基盤となり、当社にとっては配当金収入の機会増大につながることを期待しております。

上記の諸策により、グループ全体の営業状況を好転させ、今後は各子会社からの配当金・経営指導料収入により、安定的且つ継続的に利益計上していくことに努めます。

以上の方策を確実に実施していくことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できると判断しております。

計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

- ① 売買目的有価証券  
時価法(売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。
- ② 満期保有目的の債券  
償却原価法(定額法)を採用しております。
- ③ 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- ④ その他の有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|          |       |
|----------|-------|
| 建物       | 8～15年 |
| 工具器具及び備品 | 5～8年  |

(追加情報)

当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### (4) 構造改革費用引当金

構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用について計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、全額費用処理しております。

##### (2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (記載方法の注記)

#### (損益計算書)

「支払手数料」は前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。なお、前事業年度における「支払手数料」の金額は798千円であります。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,171千円  
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
2. 関係会社に対する金銭債権債務
  - (1) 関係会社に対する短期金銭債権 316,786千円
  - (2) 関係会社に対する長期金銭債権 810,260千円
  - (3) 関係会社に対する短期金銭債務 1,453千円
3. 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

#### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引高 156,795千円
2. 関係会社との営業取引以外の取引高 20,059千円
3. 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における自己株式の数 217,859株
2. 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

#### (税効果会計に関する注記)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|            |             |
|------------|-------------|
| 繰延税金資産（流動） |             |
| 未払事業税      | 3,578千円     |
| 賞与引当金      | 5,411       |
| 構造改革費用     | 20,024      |
| その他        | 292         |
| 小計         | 29,306      |
| 評価性引当額     | △29,306     |
| 差引         | —           |
| 繰延税金資産（固定） |             |
| 貸倒引当金      | 245,186     |
| 破産更生債権     | 117,671     |
| 関係会社株式評価損  | 7,164,269   |
| のれん        | 439,344     |
| 投資有価証券評価損  | 203,450     |
| 税務上の繰越欠損金  | 4,254,201   |
| その他        | 7,147       |
| 小計         | 12,431,271  |
| 評価性引当額     | △12,431,271 |
| 差引         | —           |
| 繰延税金資産の純額  |             |
|            | —           |

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

#### (リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における取得原価相当額 一千円
2. 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額及び減損損失累計額相当額
 

|            |     |
|------------|-----|
| 減価償却累計額相当額 | 一千円 |
| 減損損失累計額相当額 | 一千円 |
3. 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額等
 

|                |     |
|----------------|-----|
| 未経過リース料期末残高相当額 |     |
| 1年内            | 一千円 |
| 1年超            | 一千円 |
| 合計             | 一千円 |
| リース資産減損勘定の残高   | 一千円 |

|                                          |       |
|------------------------------------------|-------|
| 4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額 |       |
| 支払リース料                                   | 687千円 |
| リース資産減損勘定の取崩額                            | 680千円 |
| 減価償却費相当額                                 | 一千円   |
| 支払利息相当額                                  | 6千円   |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 属 性 | 会社等の名称         | 議決権の所有割合(%) | 関係内容   |                        | 取引の内容                      | 取引金額(千円)                        | 科目                            | 期末残高(千円)                           |
|-----|----------------|-------------|--------|------------------------|----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
|     |                |             | 役員の兼任等 | 事業上の関係                 |                            |                                 |                               |                                    |
| 子会社 | ㈱トライアイズソリューション | 100.00      | 兼任一人   | 業務の受託資金の貸付             | 業務の受託資金の貸付利息の受取            | 63,946<br>90,000<br>8,873       | 長期貸付金                         | 578,500                            |
|     | ㈱アイ・エス・ユー      | 76.14       | 兼任3人   | 業務の受託                  | 業務の受託                      | 60,000                          | 売掛金                           | 5,250                              |
|     | 東京ブラウス㈱        | 80.00       | 兼任3人   | 業務の受託資金の貸付             | 業務の受託資金の貸付利息の受取            | 8,760<br>300,000<br>780         | 売掛金<br>短期貸付金<br>長期貸付金<br>未収収益 | 9,198<br>175,040<br>124,960<br>780 |
|     | ㈱松崎            | 100.00      | 兼任3人   | 業務の受託資金の貸付             | 業務の受託資金の貸付利息の受取            | 8,148<br>146,800<br>795         | 売掛金<br>短期貸付金<br>長期貸付金         | 8,555<br>40,000<br>106,800         |
|     | 松崎生産㈱          | 100.00      | 兼任2人   | 業務の受託                  | 業務の受託                      | 1,338                           | 売掛金                           | 1,404                              |
|     | ㈱HAMANO 1880   | 100.00      | 兼任3人   | 業務の受託資金の貸付<br>土地・建物の賃借 | 業務の受託資金の貸付利息の受取<br>工場用地の賃貸 | 7,043<br>50,000<br>161<br>3,174 | 売掛金<br>短期貸付金<br>未収収益<br>未収収益  | 7,395<br>50,000<br>161<br>3,332    |
|     | ジャパンワイヤレス㈱     | 59.26       | 兼任3人   | 業務の受託                  | 業務の受託                      | 7,560                           | —                             | —                                  |

- (注)1. 業務の受託については、業務受託基本契約を締結しており、受託料は協議により合理的に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 工場用地の賃貸料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 6,363円 87銭
- ※ 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。
- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| 貸借対照表上の純資産額          | 8,806,485千円 |
| 普通株主に帰属しない金額         | 該当事項なし      |
| 普通株式に係る純資産額          | 8,806,485千円 |
| 普通株式の発行済株式数(自己株式控除後) | 1,383,826株  |
2. 1株当たり当期純損失 622円 26銭
- ※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。
- |              |            |
|--------------|------------|
| 損益計算書上の当期純損失 | 943,163千円  |
| 普通株主に帰属しない金額 | 該当事項なし     |
| 普通株式に係る当期純利益 | 943,163千円  |
| 普通株式の期中平均株式数 | 1,515,697株 |
- ※ 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を除いて、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 「株式会社HAMANO1880」は平成21年6月1日付けで「濱野皮革工芸株式会社」へ商号変更しております。

## 会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年 2月18日

株式会社トライアイズ  
取締役会 御中

公認会計士 事務所  
公認会計士 ⑩  
公認会計士 ⑩

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライアイズの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、前事業年度に引き続き営業損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類には反映していない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

平成21年 8月28日

株式会社トライアイズ監査役会  
常勤監査役 ⑩  
監 査 役 ⑩  
監 査 役 古川 孝宏 ⑩

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、

必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人公認会計士<sup>1</sup>、<sup>2</sup>公認会計士<sup>3</sup> 氏並びに  
公認会計士<sup>4</sup> 氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

該当事項はありません。

## 4. 監査役古川孝宏の個別意見

上記の監査役会の監査報告には、監査役古川孝宏による個別意見が出されており、かかる意見の内容は、以下に記載のとおりである。

平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、私は取締役から平成21年7月15日になって、ようやく計算書類等を受領致しました。それらをもとに本監査報告書を作成し、以下の通りご報告致しますが、取締役の職務の執行には、不正の行為、法令及び定款違反の重大な事実があると考えております。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役就任以降、全ての取締役会に出席して来ましたが、取締役会は形骸化しておりました。実際には経営会議で重要な事項の検討、実質的な決定がなされており、少なくとも平成21年3月までは常勤監査役であった私が経営会議に出席しようとしても代表取締役<sup>5</sup> 氏をはじめとする取締役全員から出席を拒まれ続けました。また、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を要求しても不十分な報告しか得ることができないという状況です。そのような不十分な状況の中ではありますが、私は可能な限り取締役及び使用人に対し重要事項について説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査する努力を致しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証致しました。会社法施行規則129条第1項第6号の基本方針及び第2号の各取組み（買収防衛策）については、取締役会その他における審議の状況等をふまえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るために最大限の

努力を行い、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるための要求を行いました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき監査を行いました。当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）、その附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）は、7月15日になってようやく受領しましたので、それを前提にして以下の通り監査の結果をご報告致します。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書、取締役の職務の執行に関しては、下記的不正の行為又は法令及び定款違反の重大な事実があると考えますので、ご報告致します。

#### ①株式投資に係わる不正の行為又は法令及び定款違反の重大な事実

会社法上、会社が多額の株式投資を行うためには、会社に損害が生じることを未然に防ぐため、取締役全員の協議による慎重な意思決定が必要とされています（会社法362条4項）。

しかし、会社は、多額の株式投資（株式の購入と売却）を行っていますが、その開始に当たってそれについての取締役会決議は行われず、社内稟議手続も行われていません。運用に関する投資金額や損切りのルール、担当者、手続等の取り決めもありません。投資顧問会社からの指示に基づいて株式売買を行っていましたが、当該投資顧問会社との契約についての取締役会決議もありませんでした。

経営陣は、簡単な資金運用規程を平成20年4月の臨時取締役会で決めましたが、その内容は「安全な商品を基本とする」といった条文の並ぶ非常に簡単なものであり、株式投資による会社の損害を未然に防ぐにはあまりに不十分なものであり、会社法の趣旨を満たすものではありません。

氏をはじめとする経営陣は、その規定の制定をもって株式投資

の取締役会決議を行ったと主張し、「規定に株式投資をやってはいけな」と書いていないから、株式投資を開始すると決議したことになる。」などと言明し、法律の趣旨を全く理解しないものと思われます。

更に、株式投資が開始されてから、私の要求にも拘わらず、一度たりとも取締役会で、その投資状況、損益状況等についての説明はなされませんでした。中間決算発表において、その売買損益の開示は行われていません。そして、結果として、昨年は4,300万円の売買損を計上して投資は終了しました。

本来行うべきルールの制定も遵守もしないことによりリスク管理がずさんになり、それを原因として損失を計上したものであると考えます。会社の体質を根本的に改めない限り、将来も同様の損失を計上する危険が存するものと思われます。

#### ②債券売買に係わる不正の行為又は法令及び定款違反の重大な事実

資金運用に関する規定を何ら制定しないまま、会社は、日本コマーシャル投資法人の上場REITファンド（平成18年9月22日取締役会決議）の購入等、様々な有価証券を購入しておりますが、現時点では保有していないものも少なくありません。それらがどのように運用され、処分され、どのような損益状況であったのか等の報告はなされておりません。私が、監査役として、債券の保有・処分状況等について質問をしても、有価証券報告書に掲載されている通りと言われるのみであり、まともな回答を得ることはできませんでした。現時点でも、30年という長期の、為替オプションを絡めた巨額の仕組債を保有しております。その購入手続きには、会社法違反、社内規程違反の疑義があります。購入後のリスク管理も十分とはいえない状況です。これらの仕組債については巨額の含み損をかかえているはずですが、会計上の強制評価減の対象ではないということで、現在も簿価で表示されており、株主の皆様の目には触れない状況となっています。

#### ③子会社買収に係わる不正の行為又は法令及び定款違反の重大な事実 平成20年11月、会社は、東京ブラウス、HAMANO1880、松

崎、松崎生産の買収を行いました。これらの買収については、各々の買収について取締役会で承認の決議をしたという議事録は存在しますが、実際の取締役会は以下のような状況でした。まず、買収に関する会社IRリリースの当日にいきなり取締役会に上程され、買収に関する資料の提示がなされないまま、決議に入りました。私が買収について質問をしても、社長からは「誰でも考えつく様な馬鹿な質問をするな」等の罵声が発せられるだけであり、まともな回答や説明は得られませんでした。その買収に関連して、臨時取締役会決議を2回行いましたが、その2回の臨時取締役会の招集は、取締役会開催の当日や、開始直前40分前に電子メールによっていきなり招集の通知を受けるといった状況でした。その為、1回は氏と常勤監査役である私、もう1回は私しか臨時取締役会に参加することができませんでした。これは、1週間前の招集を定めた会社法及び社内規程に違反する行為です。

④経営指導料に関する不正の行為又は法令及び定款違反の重大な事実  
アイ・エヌ・エーは、トライアイズの76%子会社であり、代表取締役はいずれも、氏ですから、両会社間での取引は利益相反取引に該当し、法的には重要事実を開示した上での取締役会決議が必要であり（会社法365条1項）、また、取締役会決議を経たとしても、これにより会社に損害が生ずれば、取締役は会社に対する損害賠償責任を負います（会社法423条1項、3項）。

会社は、子会社アイ・エヌ・エーからの経営指導料として、平成20年度は年間6,000万円を徴収していますが、経営指導料を徴収することについての取締役会の審議や決議の存在は確認できておりません。

さらに、平成21年になってから、経営指導料として1億2,600万円を徴収しております。これについて、私が、トライアイズとアイ・エヌ・エーの双方において取締役会で議論すべきだと何度も指摘したところ、平成21年2月にアイ・エヌ・エー取締役会に上程されましたが、トライアイズ取締役会への上程はありません。しかも、当該アイ・エヌ・エー取締役会においても、法定の重要事項の開示はなく、経営指導料をトライアイズに対し支払うことが決議でなく既決事項

として「報告」されたのみです。

なお、このような多額の経営指導料の徴収はトライアイズの短期的利益にはなりますが、トライアイズを支える重要な事業会社であるアイ・エヌ・エーの体力を消耗させることにつながります。現在、アイ・エヌ・エーは上記の経営指導料の捻出を始め経営陣の無謀な運営により疲弊し、大量の人材流出等が起きており、企業価値が大きく毀損しており、そのことはトライアイズの株主価値にとっても看過し得ない状況であることを指摘致します。

また、トライアイズは今年に入って東京ブラウス他2社からも経営指導料の徴収を行っていますが、それについてのトライアイズ取締役会での審議及び決議は行われておりません。また、子会社各社における取締役会決議の存在も確認できておりません。

#### ⑤監査妨害に関する不正の行為又は法令及び定款違反の重大な事実

取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保する法律上の義務を負いますが、氏社長ら経営陣は、上記①から④を始めとする様々な違法事項を指摘する私に対して、種々の監査妨害行為を行っており、明確に法令に違反しております。下記は監査妨害行為の一端です。

ア. 平成20年3月の株主総会で新任監査役が就任して早々、社長から監査役に対して「全ての情報を監査役に出すことはできない」「取締役会においては監査役全体に資料を1セットしか渡さない」などの発言があり、会社に抗議された監査役の方を含め、公認会計士である2名の監査役が、同年4月末に辞任されました。

イ. トライアイズでは、重要な経営上の意思決定は、経営会議で決定していましたので、これに出席できるよう会社側に求めましたが、一度も聞き入れられることはありませんでした。さらに、日中でさえ書類保管場所に鍵をかけ、私が資料の検討を行おうとしても書類を読むことすら容易ではない状態でした。

ウ. 平成20年12月からは、常勤監査役である私の勤務地を、本社から子会社であるアイ・エヌ・エーに変えるとの命令があり、本

社への入館用カード（キー）の返還をさせるなどし、諸資料へのアクセスは著しく困難な状況となってしまいました。

- エ、3月の株主総会を間近にしても、計算書類等の監査対象書類が経営陣から呈示されないの、私は、平成21年2月10日、会社経営陣と会計監査人に対して、監査に必要な資料を提供するように、電子メールと配達証明郵便で要求しました。

すると、平成21年2月13日、会社経営陣より私に電話があり、「①古川は常勤監査役ではなく、非常勤監査役であることを認める、②期末の監査報告書には「通常通りの記載」をせよ、③株主総会ではイレギュラーな発言をするな」との要求がなされ、もし私が、これらの要求に従わず、それにより、臨時株主総会の開催が必要になった場合には、その費用である約4,500万円を私個人に対し請求するとの発言までありました。

（2）内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めますが、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行は実際には何も実施されていません。コンプライアンス委員会活動、リスク管理体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等の実体は無いに等しく、なすべきことを何もしていないので、明確な法令違反があります。

### （3）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である公認会計士〇〇〇〇氏、並びに公認会計士〇〇〇〇氏の監査の方法及び結果については、平成21年1月22日の両氏との面談時に監査役として疑義ある点を指摘しました。しかし、私の示した重要な問題点（要調査事項）についての報告は受けておりません。また、同年2月20日に上記会計士との間で行われた計算書類に関する質疑応答においても納得のいく説明を受けることができませんでした。また今回の臨時株主総会開催にあたって会計士より計算書類等についての監査報告は受けておりません。以上の事情により、今回の臨時株主総会開催に際しての上記会計士からの上記会計士の監査の方法及び結果が相当であるか否かの判断は差し控えることと致します。

尚、私はトライアイズへの入館証、使用していたPC、机、キャビネを、その中にあった全ての監査役関連書類・資料と共に取り上げられており、強く改善を求めています、現在までその状況は続いています。監査役としての監査にあたって、必要な情報へのアクセスが、非常に困難な状態である為、判断の差し控えをせざるを得ない状況であることも申し添えます。

### （4）連結計算書類の監査結果

会計監査人である公認会計士〇〇〇〇氏、並びに公認会計士〇〇〇〇氏の連結決算書類監査の方法及び結果についても上記（3）と全く同様であり、上記会計士の監査の方法及び結果が相当であるか否かの判断を差し控えることと致します。

### 5. 監査役〇〇〇〇氏の個別意見

上記の監査役会の監査報告には、監査役〇〇〇〇氏による個別意見が出されており、かかる意見の内容は、以下に記載のとおりである。

上記2.（1）二の記載の監査の結果に関して、経営陣から監査妨害があったとの主張が古川監査役からなされている点につきましては、経営陣と古川監査役との間で意見（事実関係も含む。）に大きな相違があります。これは、ここまで双方の話し合いが十分に尽くされていないことに原因の一端があると推察されます。その結論はともかく、会社は株主のために存在するのであるから、株主の利益という視点を抜きにして闘争が継続することは好ましくありません。双方が株主の利益という点を十分に再認識し、会社を発展させるために何をすべきかを考え、今後妥当な話し合いが行われることを望むものであります。

以上

（注）1. 上記の監査報告は、本株主総会の趣旨が、平成21年3月25日開催の第14回定時株主総会において既に承認可決された事項について、改めて株主の皆様によるご承認をお願いするものであるため、当時の監査役をもって構成される監査役会によって作成されておりますが、当社の現在における正式な監査役会においても同様の監査を行っており、かかる監査の結果についても、上記監査役会の監査報告と同内容（監査役古川孝宏氏による同様の個別意見が付されたもの）であります。

2. 監査役〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏は社外監査役であります。

以上

## 監査役会の監査報告の付記意見に対する当社取締役会の見解

監査役古川孝宏氏（以下「古川氏」といいます。）から、当社取締役の職務の執行に不正の行為又は法令及び定款違反の重大な事実があると指摘されていますが、上記付記意見に記載の事項は、いずれも根拠のない推測又は事実と反するものです。また、会計監査人による監査の方法及び結果についての判断を差し控えています。古川氏の考えと合致しなかっただけであると思われる。

したがって、古川氏による付記意見は、いずれも妥当性を欠くものであり、これに対する当社取締役会の見解を以下に記載いたします。

なお、監査役 氏による付記意見は、当社取締役会としても同意するものであり、これに対する特段の見解はありません。

### 1. 計算書類等の提供について

古川氏は、平成21年7月15日になって計算書類等を受領したとしていますが、当社は、当時においても計算書類等を提供しており、取締役会においても確認し、また、会計監査人の同席のうえで説明も行っています。古川氏からは自宅に持ち帰りたいとの要請がありましたが、当社の情報管理秘密保持規程上、持ち帰りは認められないと伝えております。古川氏は、このことをもって提供されていないと主張しているものです。

当社は、平成21年7月15日に書面をもって計算書類等を交付しておりますが、これは、古川氏による全ての指摘事項に対応のうえで本株主総会に臨むことを目的として、古川氏の要望のとおり、再度、書面による交付をし、既に開示した情報であるため持ち帰ることを許可したものです。

今回の計算書類等の書面交付については、古川氏から後で「受け取っていない」と言われなかったために受領書を提出していただきましたが、古川氏のみへのこのような対応が必要になることは、古川氏が監査役として極めて異常であることが原因であると認識しております。

### 2. 監査の方法及びその内容

古川氏は、上記付記意見の中で、「不十分な報告しか得ることができない」「可能な限り重要事項について説明を求め」「重要な決裁書類等を閲覧」「業務及び財産の状況を調査する努力を致しました」などと主張していますが、いずれも事実と反する内容です。古川氏は、平成20年4月から平成21年1月まで、常勤監査役として当社社内に常駐しており、全ての書類及び情報にアクセス

するために何の障害もない状況にありました。当社及び当社子会社は、古川氏に対して膨大な資料を提供していますが、ほぼ何も見ることもなく、業務を懈怠していた状況です。また、古川氏が従業員等に質問することは基本的にないのですが、当社は、古川氏に求められた事項については、いずれも十分な報告を行っています。当社従業員からは、古川氏は座っているだけで、何をしているのかわからないという報告を受けております。

当社は、毎朝8時から、執行役員以上の者によるミーティングをもっておりますが、平成20年度中に、古川氏から、一度も出席を求められたことはありません。

## 3. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

事業報告及び附属明細書の内容並びに取締役の職務執行に関して、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実があるとの指摘がなされていますが、いずれも事実と反するものであり、当社取締役会としては名誉毀損にあたるかと考えております。当社は、不正又は法令に違反するような行為を行っておりません。

#### ① 株式投資について

平成20年4月11日開催の取締役会にて、資金運用規程及び資金運用について決議を行い、担当取締役が資金運用部長に就任しております。当時は、予定していたM&A等が実現できず、上場会社としての必要な経費をカバーするために行っていた小規模の余資運用に過ぎません。

株式投資は、上記の資金運用における短期資金運用の一部として扱っておりますが、平均残高は1億円以下であり、最大でも3.5億円を3日間保有したに過ぎません。直近の純資産が113億円、現預金残高が21.6億円という状況で開始されたものであり、純資産に対して僅かに3%程度の金額規模です。したがって、先に決議された資金運用とは別に決議を行う必要はないとの判断に基づき、別途の取締役会決議は行っておりません。

また、投資顧問会社との契約は、実現益が出た場合のみ報酬を支払う契約であり、かつ、投資一任契約ではないため、当社にとっての重要性が低いため、取締役会決議は行っておりません。

また、古川氏は、取締役会においても決算発表においても、投資状況、損益状況等についての説明がなされていないとしていますが、おそらく、取締役会における報告等を聞き漏らしていたのではないかと考えられます。

当社では、会計監査人以外にも、独立した会計士により経理業務のチェックを行っておりますが、これによりダブルチェックされた月次損益の状況を詳細に説明しております。古川氏からは何の質問もなく、十分にご理解いただいていると認識しておりました。かかる報告は監査役会にも配布され、月次損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の中の「売買有価証券運用益」の欄において、月次の投資損益の状況が確認できるようになっております。当然のことながら、監査役会に配布され取締役会で説明されている貸借対照表の有価証券の欄を見れば、投資の増減は確認することができます。

また、中間決算発表においても、半期報告書58頁において売買損益を開示しております（営業外収益の有価証券運用益4,579千円）。古川氏はこれを開示していないと指摘しております。社内資料の監査を行っていないどころか、開示資料すらも見ていないのではないかと思います。

株式投資に係るリスク管理については、現在も、内部統制制度の対応に関連して、リスク管理の強化に努めております。投資による売買損失については、リスク管理の不足によるものではなく、市場環境によるものと考えておりますが、現在は資金運用としての株式は所有していません。規律ある投資を行っていたため、あのリーマンショックの大暴落の中で4,300万円の損失に留められたと思っておりますが、損失が出てしまったことについては会社としては大変遺憾です。

## ② 債券売買について

資金運用規程の制定前は、1年以内の短期運用目的で購入する有価証券についても、長期保有の投資有価証券と同様に、取締役会での決議をもって取引を実行していました。日本コマーシャル投資法人の投資口についても、古川氏の指摘のとおり平成18年9月22日の取締役会で購入が決議されました。その後の売却については、短期保有目的であり、マーケットによる影響を受ける商品であることから、社内稟議書により実行しております。それらの運用については、期末時点で残高があるものは残高と時価評価、期中に処分されたものはその損益が有価証券報告書に記載、届出がされております。投資有価証券勘定に計上されている長期保有債券につきましては、古川氏の就任前ですが、それぞれ取締役会で説明のうえで検討し、その後の決議を経て実行されております。

これらの投資債券については、現在、市況が芳しくなく、時価で評価すると約3割弱の評価減となりなりますが、時価が5割を下回っておらず、会計基準上は強制評価減の必要はありません。ただ、当社は会社の強制評価減の方針として、時価が3割から5割までのレンジで下回った場合は、回復可能性を検討して回復可能性がなければ評価減を行います。同債券の為替及び市況の影響で時価が一時的に下がったものと判断し、平成20年12月期で減損処理することは、会計監査人とともに検討した結果、過度に保守的な評価となるとの判断で、同時点での減損処理を見送ることといたしました。この事実は、有価証券報告書に開示されており、古川氏が不正開示であるかのように騒ぎ立てることは、常識の理解の範囲を超えており、監査役としての適格性を欠くと考えられません。

当社は、会計ルールに則って経理処理を行っており、これは、会計監査人が適正意見を出しているところからもご理解いただけるはずで、会計処理の方法が複数考えられる場合には、会計監査人と相談のうえで進めており、何ら不適切な事項はありません。「減損していないからおかしい」という主張は、会計監査人との協議や会計ルールを無視した極めて不合理な主張です。

## ③ 子会社買収について

当社は、4社の株式取得に際して、基本契約締結時、本契約締結時の2回にわたって取締役会を開催しております。

当社取締役会においては、取得に係る概要を説明し、細かい点は、財務、法務及びビジネスに係る調査資料を確認していただきたいと伝えました。基本契約を締結した後、本契約までに十分な時間があつたにもかかわらず、古川氏は、これらの資料を確認のうえ検討するというのではなく、また、取締役に対する質問もなく、また、取締役会においても何の指摘もされませんでした。

取締役会の招集に関して、1週間前の通知が原則とされていることは理解しております。しかし、意思決定において緊急性を要することもあり、そのために、定款においても「緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる」としております。また、全員の同意があれば、直ちに開催することもできるはずで、それぞれの方にご都合があることは理解しておりますが、全ての関係者の同意のもとに開催しており、招集手続に問題があつたとの指摘を受けたこともありません。ちなみに、古川氏は社内に常駐し

ていたのですから、緊急の場合であっても、これに参加することに問題はなく、他の業務で参加できないということはなかったはずです。

#### ④ 経営指導料について

経営指導料については、株式取得後、平成20年度の利益計画が説明された平成20年2月の取締役会において、正式に説明されており、これに基づき契約が締結されています。また、他の子会社においても、明確に決議しております。

当社の側については、会社が新たな債務を負担するものではなく、当社にとっての利益相反が生じるものではありませんので、取締役会決議は行う必要はありません。しかしながら、古川氏による全ての指摘事項に対応のうえで本株主総会に臨むことを目的としておりますので、古川氏の要望のとおり、平成21年8月17日に決議しております。

なお、重要な事項の開示がなされていないとしていますが、経営指導料の計算の式に至るまで、全ての事項を開示しております。

これらの経営指導料が企業価値の毀損であるとされていますが、当社は持株会社によるグループ企業ですので、経営指導料によって短期的利益を目指す理由はなく、これは古川氏の誤解と思われます。当社は、グループ全体としての業績を第一に考えており、これは経営指導料の有無又は多寡とは関係はありません。連結ベースでの開示が求められていることから、古川氏の思い込みと考えられます。

経営指導料の額につきましても、当社で契約した弁護士、会計士等の専門家の費用、役員の派遣といった多岐にわたる業務支援に対する対価であり、極めて妥当な水準であると考えております。

また、人材の流出を指摘されていますが、退職給付制度の問題により、株式会社アイ・エヌ・エーは退職金制度の変更を余儀なくされ、その際に、退職金目的の退職者が増えたのは事実です。また、当社は、各子会社に対して、経費削減を強く求めています。給与削減や人員削減は極力控えるように常に明言しています。しかしながら、業績の悪い会社において一定のリストラは経営者にとって避けられない責務であり、当社の見解は、古川氏の見解とは全く異なります。

#### ⑤ 監査妨害について

古川氏は、取締役らによる行為が監査妨害である旨を述べておりますが、これらは、全て事実と反する内容です。

#### ア 資料の提供について

当社は、紙資源及び経費削減のために電子データを活用し、取締役会における資料については、紙面によるものは監査役会に1部とし、プロジェクターを使用した説明を行っております。同様に、取締役に対して紙の資料は配布されず、必要があれば電子データを利用しています。

現在においても、監査役室においては紙ベースの資料が保管され、いつでも閲覧することができる状態になっています。そもそも、当時の監査役の方々から、この点についての抗議を受けた事実はありません。

監査役の方々の辞任については、平成19年度の定時株主総会が大変荒れたことがありましたが、その際、株主総会を妨害した株主の方と結託した監査役が、当社取締役会に対して不当な要求を押し付けようとしたという経緯があります。当社は、警察に届け出たうえで、この事件に対する対応を進めておりましたが、かかる株主と関係していた監査役の方々が辞任されております。これらの経緯・理由については、既に大阪証券取引所に詳細を報告しております。

#### イ 資料の保管について

経営会議については、既に述べたとおり、平成20年度中に特段の要求を受けたことは一度もありません。

重要書類に鍵をかけておりますが、古川氏に限らず、役職員は、必要な手続きを経て、閲覧が可能な状態であり、現在においても変わりありません。

事実、当時の常勤である 監査役は、自らの意思によって、金額の大きな稟議や重要な契約に関する書類を確認しており、現在の常勤監査役である 監査役においては、更に詳細に確認いただき、様々な改善点をご指摘いただいております。これに対して、古川氏においては、期中に書類の確認をお願いしても何も見ていただけませんでした。しかも、当社は平成21年2月に本社移転を行っておりますが、本社移転の引越作業において資料が箱詰めされた状態で、資料の閲覧を求めてくるなど、明らかに別の意図があるとは考えられない非常識な行動でした。

#### ウ 入館カードについて

以前の恵比寿のオフィスは、通常の時間帯であれば入館カードは必要なく、休日や深夜といった特別な場合にのみ必要となる状況でした。このような入館カードは、オフィスそのものの施錠等に必要ですが、いわゆるセキュリティの高いビルにおける入館カードとは異なります。

古川氏が入社するために入館カードが必要であるという前提そのものが間違っています。入館カードは、休日出勤が必要なシステム管理者等の一部の役職員のみに交付していたに過ぎません。

そもそも、「入館カードがないと監査できない」という主張は、何も監査を行ってこなかったことを正当化するための言い訳に過ぎません。現に、非常勤の監査役や一部の関係者には入館カードは交付していません。

#### エ 定時株主総会について

定時株主総会において、古川氏の解任議案が提出されることを察したのか、古川氏から突如として会社に配達証明郵便等で質問や要求が送られてきました。それに対して当社は回答するとともに、その後もご質問があればいつでもお受けしますと伝えてあるにもかかわらず、その後の質問は一切ありません。その後の古川氏は取締役会において、意見を求めても何も発言がないにもかかわらず、採決の段階になると、「反対です」「法令違反だ」「私は認めない」などと声を荒らげ、理由を尋ねても回答しないなど、正常なやりとりができない状況が続いておりました。古川氏の常軌を逸した対応にたまにかねた監査役会では、常勤監査役の交代が多数決によって決議され、古川氏から監査役に交代されましたが、いまだに当人は認めておりません。

古川氏は、ご自分の監査役としての職務を十分に果たしていないにもかかわらず、過大な要求等により会社運営を困難にしようとしています。退職者等と接触し、定時株主総会を混乱させるための協力者を求めるなど、定時株主総会直前には、当社として無視できない状態に至っていたため、前もって嚴重に注意させていただきました。結局、古川氏に同調する退職者はいませんでした。当社の懸念どおり、古川氏は、定時株主総会中に議長の指示を無視して、発言機会以外の発言をするなどの行為に及びました。出席された株主の皆様はご存知のとおりだと思います。

#### (2) 内部統制システム

内部統制の対応状況については、近時の取締役会でも報告しており、また、会計監査人からも順調に進んでいるとの見解をいただいております。膨大な資料と、実務との整合性、果ては、異業種の集まったグループ全体の整合性を維持しつつ、また、公認会計士その他の第三者的専門家の協力を得ながら、着実に取り組んでおります。

#### (3) 計算書類及び附属明細書

会計監査人との質疑応答については、当社が意見する事項ではありませんが、会計的な説明を理解せず、あまりに意味のない質問が続いたため、会計監査人の方も対応に苦慮していたと記憶しております。

計算書類の承認に関して、会計監査人の見解は、第14回定時株主総会において報告した内容と変わりなく、古川氏から、今回の臨時株主総会の監査報告を提出するにあたっての会計監査人への面談要請は一切ありませんでした。しかし、当社としては、古川氏による全ての指摘事項に対応のうえで、本株主総会に臨むことを目的としていますので、古川氏から報告を受けていないとの指摘がされている以上、会計監査人による監査報告及び質疑応答の機会を設ける予定でおります。

監査役関係の資料は、全て監査役室のキャビネットに入っており、現在においても何ら変更なく使用することができますが、監査役会が終了すると、そのまま帰宅されるため、そもそも監査しようとしたことすらないのではないのでしょうか。パソコンや机というのは、おそらく既に退任された子会社におけるものを指摘しているのではないかと思います。パソコン等は会社の備品であり、退任後も使用できるものではありません。古川氏の私物については、全て返却しており、そもそも古川氏立会いのもとで処理したものです。

#### (4) 連結計算書類

連結計算書類についての古川氏の意見に対する当社取締役会の意見も上記計算書類の意見と同様です。ただし、連結計算書類は、本臨時株主総会における決議事項ではありません。

以上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト

(<http://www.e>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

※「iモード」は（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成21年10月8日（木曜日）の午後6時00分まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト (<http://>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になります。これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

(ヘルプデスク)

電話

(受付時間 9:00～21:00、通話料無料)

以上